

建設工事最低制限価格等の算定方法の改正について

平成25年7月9日

「函館市企業局建設工事最低制限価格制度実施要領」および「函館市企業局建設工事低入札価格調査要領」を次のとおり改正します。（要領第3条関係の改正）

(※赤字部分が今回の改正点です。)

改正の概要

1 基準価格（調査基準価格）の設定

最低制限価格を算定するための基準となる価格（＝基準価格）

低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（＝調査基準価格）

をともに

次に掲げる額の合計に改正します。

【改正前】	→	【改正後】
(1) 直接工事費の95%		(1) 直接工事費の95%
(2) 共通仮設費の90%		(2) 共通仮設費の90%
(3) 現場管理費の80%		(3) 現場管理費の80%
(4) 一般管理費の30%		(4) 一般管理費の <u>55%</u>

※ その他の取扱いについて

機器費：直接工事費と同様（95%）

据付間接費：現場管理費と同様（80%）

設計技術費：現場管理費と同様（80%）

保証経費：一般管理費と同様（30%→55%）

2 最低制限価格の算定方法は、次のとおり変更ありません。

(1) 最低制限価格は、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内とします。

(2) 有効な入札書の最低の価格が前項の「基準価格」以上の場合は、「基準価格」を最低制限価格とします。

(3) 有効な入札書の最低の価格が「基準価格」未満の場合は、当該入札について平均額を求め、その額を最低制限価格とします。

ただし、その額が「基準価格」を上回った場合は「基準価格」を最低制限価格とします。

3 適用時期

平成25年8月1日以後に公告または指名通知する建設工事から適用します。

詳細については、「函館市企業局建設工事最低制限価格制度実施要領」および「函館市企業局低入札価格調査要領」をご覧ください。